

田子町からの要望・要請に対する県からの回答内容について

田子町からの要望・要請の趣旨	県からの回答
1 原状回復対策について (1) 平成 2 0 年度以降の撤去量	
撤去見込み量を増加させた根拠と経緯について	<p>当初計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初計画策定までに実施した調査（電気探査、ボーリング）により廃棄物の量を約 6 7 万 1 千 m³ と推定しました。 ・廃棄物の重量は各種廃棄物の単位体積重量などを参考に、単重を 1 . 0 t / m³ とし、6 7 万 1 千トンと推定しました。 <p>1 次撤去の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 1 6 年度から 1 8 年度まで 1 次撤去として約 7 万 1 千 m³、9 万 7 千トンを撤去しました。 ・主に地上に積まれていた一時仮置き場の堆肥様物および中間処理場の堆肥様物です。 ・1 次撤去は主として堆肥様物であり廃棄物全体を代表するものでないため、この実績だけで全体の単重を変更することは適切でない判断しました。 <p>本格撤去の状況による単重の推定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 1 9 年度から着手した本格撤去においては、鉛直遮水壁工事に伴い発生した廃棄物を撤去しました。 ・この廃棄物は 1 次撤去の地上に堆積したのではなく、掘削した物であるため廃棄物全体を想定できると考えられます。 ・したがって、この実績を踏まえて残存廃棄物の単重を最大 1 . 5 t / m³ と推定したうえで、平成 2 0 年度以降の残存廃棄物量約 5 6 万 m³ に対する重量を 8 4 万トンとしました。

田子町からの要望・要請の趣旨	県からの回答
<p>平成24年度までに全量撤去できる見通しと根拠について</p>	<p>今年度はこれまで、八戸市にある3社と委託契約を締結し、県境廃棄物の加熱処理をしており、最終処分については、平成20年2月から搬入を行った三戸町内の1社と今年度改めて契約し、普通産業廃棄物の埋立処分を本格的に実施しています。</p> <p>以上のように、加熱処理の増加及び最終処分場の残余容量等を勘案すれば、特別措置法の期限内の処理は可能であると判断しています。</p>
<p>(2) 今後の課題と考える覆土や廃棄物の活用について</p>	<p>覆土等については、本格撤去に係るマニュアルに従い、廃棄物の混入及び汚染がないことを十分に確認した上で、現場内で利用することとしております。</p> <p>また、廃棄物を再利用・活用する場合には、住民の方々に十分説明などを行いながら進めて参ります。</p>
<p>2 環境再生について</p>	
<p>環境再生に関する当町からの意見はどの程度尊重されるのか。</p>	<p>県では、県民意向の傾向把握のための調査を実施するとともに、県民意向を掘り下げるための県民ワークショップの開催を予定しています。田子町の意見集約の結果は、他の調査結果と同様に県民意向の一つとして、県民ワークショップの参考意見として位置付けられ、地元の意見として協議会に報告していただき、協議会ではこれらを踏まえて検討していただくこととしています。</p>
<p>町としては、平成24年度までに原状回復が完了するための対策が十分協議されることが先決と考える。環境再生の検討を短いスケジュールで、しかも岩手県との連携なく策定するのは拙速と考える。</p> <p>平成21年9月までに策定しなければならない見解を説明していただきたい。</p>	<p>環境再生対策の検討については、5月24日(土)開催の第22回協議会で十分ご協議いただくこととしています。</p>

田子町からの要望・要請の趣旨	県からの回答
<p>3 協議会における田子町住民の増員要請と代理出席について</p>	<p>県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の住民代表委員の増員につきましては、平成19年8月16日付け青県境第91号で回答したとおりであり、引き続き地元の意向を反映させつつ、幅広く県民の御意見を伺いながら協議を進めて参ります。</p> <p>なお、貴職につきましては、町としての意見を述べていただくという趣旨で委嘱していることから、公務等の都合により、職員等を代理出席させることは可能であると考えていますが、住民代表委員の代理出席につきましては、所謂「充て職」として委嘱しているものではないため、代理出席につきましては認められないと考えています。</p>
<p>4 協議会の部会委員に田子町委員を構成員として参画させてほしい。</p>	<p>協議会の部会設置に関することは、5月24日(土)開催の第22回協議会で協議されることになっています。</p>
<p>5 住民説明会の開催について</p>	<p>住民説明会については、1から4までのお尋ねの内容について貴職に回答した上で、貴職と協議しながら適切な時期に開催したいと考えています。</p>